

令和7年度

安平町民間賃貸共同住宅等建設助成金事業

のご案内

安平町では、「子育て・教育」をまちづくりの柱として、若者が働き、結婚し、子どもを産み育てながら安心して暮らせる町を目指すため、子育て・教育環境の充実に取り組んでいます。

その一環として、子育て世代・ファミリー世代が入居できる「住まい」の充実化を図るため、民間賃貸アパートを建設する方（法人・個人）に対して、建設費用を助成する制度を設けています。

現在、令和7年度に係る民間賃貸共同住宅等建設助成金事業を募集しています。

助成金額

1棟あたりの助成金額

1, 200万円を上限とします。

- ①町内建設業者における施工 1戸あたり **150**万円 ×戸数
- ②町外建設業者における施工 1戸あたり **100**万円 ×戸数

*予算の範囲内での助成措置となりますのでご留意願います。

【問合せ先】 〒059-1595 北海道勇払郡安平町早来大町95番地
安平町政策推進課 政策推進G
電話：0145-22-2751 F A X：0145-22-2026
e-mail：m-suishin@town.abira.lg.jp

◇対象住宅

対象となる『賃貸共同住宅等』とは、建築基準法に規定する共同住宅又は長屋であること。

- ①建設する1棟につき、2以上の戸数を有すること。
- ②各戸が居間のほか、2以上の居住室を有すること。（2LDK以上）
- ③各戸に玄関、便所、浴室及び台所が設置されていること。
- ④建築基準法の基準に適合する住宅であること。
- ⑤各戸について不特定多数に公募を行い、当該応募者との賃貸借契約の締結により入居者を決定すること。
- ⑥附帯施設の設置条件等を満たしていること。
 - ・1戸あたり車1台以上の駐車場及び概ね2平方メートル以上の広さの物置を設置すること。
 - ・ゴミステーションを設置すること。（町の関係課等との協議に基づき必要な措置を講ずること。）
 - ・入居者へ対して地域活動への積極的な参加及び協力を要請すること。
 - ・賃貸共同住宅等及び附帯設備に関し、環境不良の状態にならないよう、維持管理等必要な措置を講ずること。
- ⑦子育て世代への配慮事項

◇手続きの流れ

▶認定申請書の提出（建築確認申請前）

- ・認定申請の内容審査を行います。
- ・建築基準法第6条第1項に規定する賃貸共同住宅等に係る建築の申請書を提出する前に安平町へ申請が必要です。



▶交付認定



▶交付申請書の提出（建築確認申請後）

- ・交付申請の内容審査を行います。
- ・建築基準法第6条第1項に基づく建築に係る確認済証を受け、賃貸共同住宅等の建設工事に着手する前に申請



▶交付決定



▶建設工事着手

▶実績報告書の提出 令和8年3月末までに建設完了し提出すること

- ・実績報告の内容審査、住宅の現場確認等を行います。
- ・建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の交付を受け、当該賃貸共同住宅等の登記が完了した後に、実績報告書を提出



▶助成金額の確定



▶助成金の交付請求



▶助成金の交付